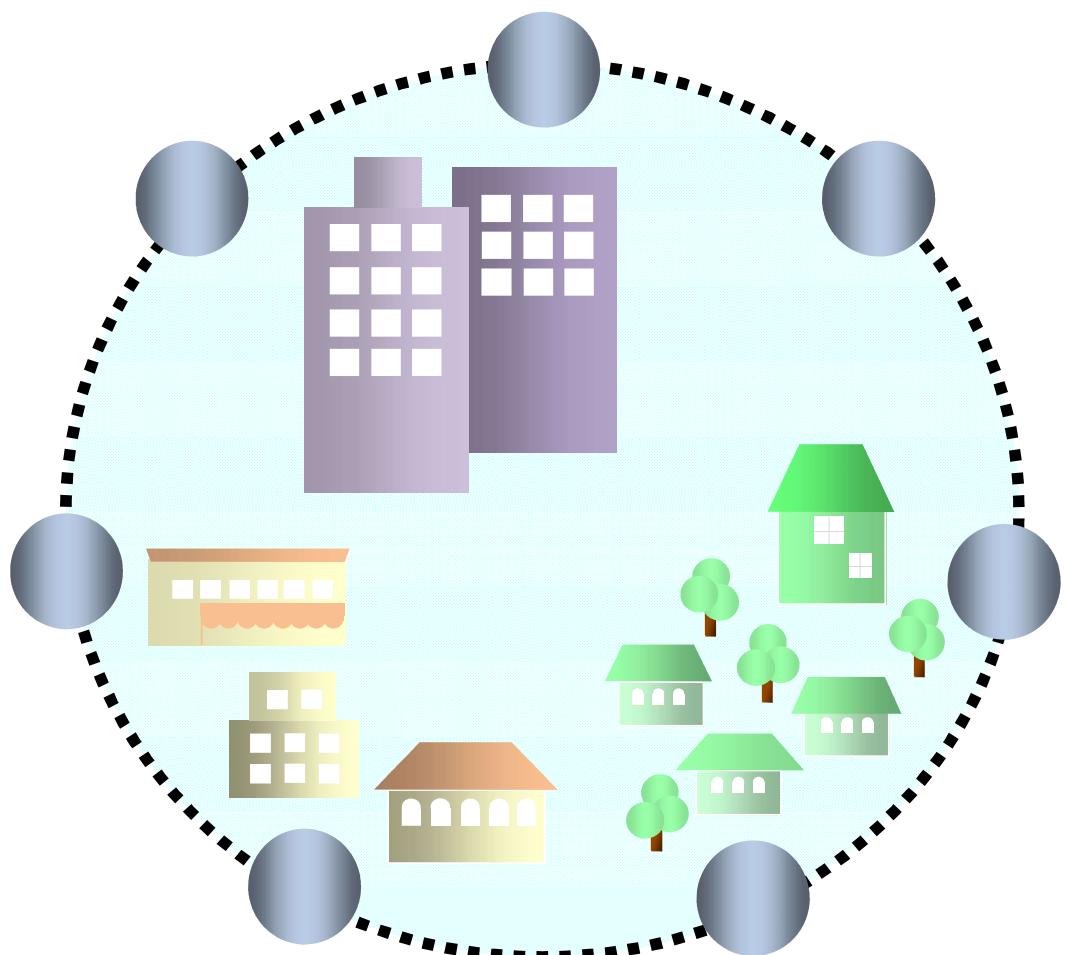


第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (抜粋)

かわさきいきいき長寿プラン

～「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざして～

(平成24年度～平成26年度)



川 崎 市

ごあいさつ

わが国では、今後も少子高齢化が進んでいくことが見込まれております。本市につきましても、平成23年10月現在では高齢化率が16.8%と、全国の平均23.4%と比べ若い都市といえますが、今後高齢化が急速に進展してまいります。



こうした中、平成21年度から平成23年度までの「第4期計画期間」では、地域包括支援センターを49カ所に増設するとともに、「介護・予防・いきいき大作戦」の実施による介護予防の普及啓発、「特別養護老人ホーム整備促進プラン」による施設整備の推進など、高齢者施策全般に取り組んでまいりました。

今回、平成24年度から26年度までの高齢者施策の総合計画である、「かわさきいきいき長寿プラン～第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～」を策定いたしました。

策定にあたりましては、平成22年度に、「川崎市高齢者実態調査」を実施し、その調査結果と、「第4期計画」の取組の総括を踏まえまして、①介護予防・健康・いきがいづくり、元気高齢者施策の推進、②高齢者の孤立化への対応、見守りを始めとした地域ネットワークの構築、③介護、福祉人材の確保と定着、④制度改正に伴う新たな介護サービスの推進、⑤認知症高齢者の増加への対応、⑥高齢者の多様な住まい方の構築の6点に課題を整理いたしました。

「第5期計画」では、これらの課題に対応し、介護が必要な方も必要でない方も、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」を基本方針とし、医療、介護、予防、生活支援サービス、高齢者の住まいが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

取組の推進におきましては、他の行政分野との連携も重要と考えておりますので、その一環として、「かわさき福祉産業振興ビジョン」などの経済労働分野との連携の強化にも努めてまいります。

計画策定に際しましては、「川崎市高齢者保健福祉計画策定協議会・介護保険運営協議会合同会議」を設置し、学識経験者、関係団体の代表者、市民公募委員など多くの方に議論をしていただきました。また、各区の説明会、パブリックコメントを通じまして、広く市民の方々から御意見や御提言をいただきました。ここに、厚く御礼申し上げます。

今後とも、本市の高齢者施策の推進に向け、市民の皆様の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

川崎市長 阿部孝夫

目 次

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ	1
1 計画の趣旨・期間	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の期間	1
2 計画の名称と位置付け	2
3 これまでの計画の進捗状況と課題	3
第2章 川崎市における高齢者の現状	7
1 高齢者人口、要支援・要介護認定者数の推移	7
(1) 高齢者人口の推移	7
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	7
(3) 世帯の状況	8
2 川崎市における高齢者の意識と実態	9
(1) 平成22年度川崎市高齢者実態調査	9
(2) 川崎市高齢者実態調査の対象	9
(3) 川崎市における高齢者の意識と実態	9
第3章 第5期計画期間における施策の方向性	19
1 川崎市の施策の方向性	19
(1) 将来人口と進展する高齢化	19
(2) 第5期計画の基本方針・目標と具体的な方向性	19
(3) 日常生活圏域について	21
(4) 第5期計画の実施状況の点検・見直し	22
2 国が示す「地域包括ケアシステム」の方向性	26
(1) 国が示すサービス提供の方向性	26
(2) 国が示した新たなサービスの内容	27
第4章 川崎らしい都市型の地域居住の実現	31
1 いきがい・介護予防施策等の推進	31
(1) 介護予防の普及・啓発	33
(2) 介護予防事業の推進	34
(3) 元気高齢者の活動の場の提供	41
(4) いきがい、健康づくり、介護予防を行う団体への支援	45
2 地域ケア体制の推進	49
(1) 「地域ケア連絡会議」等の充実強化	50
(2) 地域包括支援センターの機能の充実強化	53
(3) 「見守りネットワーク」の充実	55
(4) 災害時における避難支援等防災体制の推進強化	57
3 利用者本位の福祉サービスの提供	58
(1) 介護保険サービスの着実な提供	60
(2) 在宅生活の支援	64
(3) 介護人材の確保と定着の支援	71
(4) 「かわさき福祉産業振興ビジョン」との連携	74

4 認知症高齢者施策の充実	75
(1) 認知症高齢者の生活支援	77
(2) 認知症高齢者支援のための医療と介護の連携	80
(3) 権利擁護体制の推進	82
5 高齢者の多様な住まい方の構築	87
(1) 地域での生活の持続に向けた取組	88
(2) 高齢者が安心して暮らせる住まいの供給等	91
(3) 介護保険施設の整備	95
(4) 多様な住まい方の普及	96
第5章 各区の取組	97
1 地域福祉計画との連携	97
2 高齢者施策における各区の取組	98
(1) 川崎区	100
(2) 幸区	102
(3) 中原区	104
(4) 高津区	106
(5) 宮前区	108
(6) 多摩区	110
(7) 麻生区	112
第6章 介護保険サービスの見込量と保険料	115
1 介護保険サービスの見込量に係る推計の流れ	115
(1) 被保険者数の推計	115
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	115
(3) 施設・居住系サービス利用者数の推計	115
(4) 標準的居宅サービス等利用者数の推計	115
(5) 介護保険給付費及び地域支援事業費等の推計	115
2 介護保険サービスの見込量の推計	116
(1) 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移	116
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	116
(3) 施設・居住系サービス利用者数の推計	119
(4) 標準的居宅サービス等利用者数の推計	120
(5) 介護保険サービス量の推計	120
(6) 介護保険給付費の推計	123
(7) 地域支援事業費	123
(8) 保健福祉事業費	124
3 第1号被保険者の介護保険料	125
(1) 保険料算定の手順	125
(2) 介護保険事業等に要する費用の額の算出	125
(3) 第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額の算定	126
(4) 保険料基準額の算定	128
(5) 所得段階別の保険料額	136

2 地域ケア体制の推進

これまでの取組

これまで本市では、地域における高齢者や、その抱える課題について、保健と医療、福祉が連携を図り、役割分担しながら、解決に向けた取組を進めてきました。

「地域ケア体制」の充実に向けては、地域の相談機関である地域包括支援センターを中心に、地域住民や関係団体等を構成員とする「地域包括ケア連絡会議」や、区役所を中心に、地域包括支援センターや区内の関係機関の代表等を構成員とする「地域ケア連絡会議」を定期的に開催し、身近な地域や各区の課題の解決や関係機関等との情報共有に努めてきました。

また、「地域ケア連絡会議」をバックアップする機能として、全市会議である「地域ケア推進会議」を開催してきました。

地域包括支援センターについては、高齢者人口の動向にあわせて49か所設置し、適切な運営を図るとともに、自己評価など質の向上に向けた取組を進めてきました。

「見守りネットワーク」の充実に向けては、小地域ごとの「見守りネットワーク」を支援する「わたしの町のすこやか活動支援事業」を進めながら、見守り対象者の把握のため、介護保険等のサービスを受けていないひとり暮らし等の高齢者世帯に対し、民生委員・児童委員の協力のもと、戸別訪問による実態調査や安否確認、福祉サービスの情報提供等を実施してきました。

○今後の課題

- ・「地域包括ケア連絡会議」において、検討する内容や委員構成等が課題となっている。
- ・「地域ケア連絡会議」において、「地域包括ケア連絡会議」のバックアップ機能が充分に果たされていないなど、地域課題の解決に向けた会議のあり方や連携体制が課題となっている。
- ・地域包括支援センターについて、高齢者人口の増加に対して、増設による対応では担当地域の変更等の課題があることから新たな対応が必要である。
- ・見守り対象者の把握において、調査を拒否する高齢者や調査の対象外の高齢者等について、見守りの必要が生じた際の支援が円滑に行えないなどの課題がある。

第5期計画での取組

第5期計画では、地域の中で高齢者が安心して日常生活が過ごせるように、地域包括支援センターや区役所が核となり、引き続き様々な地域資源と連携しながら、市民を主体とした「地域ケア体制」づくりを推進します。

具体的には、「地域包括ケア連絡会議」や「地域ケア連絡会議」の機能を強化するとともに、高齢者人口の増加に対応できるよう地域包括支援センターの機能を強化し、区役所の支援体制を充実・強化させながら、引き続き、地域包括支援センターの着実な運営を進めます。

さらに、「見守りネットワーク」の充実に向けて、「わたしの町のすこやか活動支援事業」の効果的な推進を図るとともに、ひとり暮らし等高齢者の見守りについて、地域包括支援センターや区役所を中心に、地域の実情に精通する協力事業者や地域住民などと連携を図りな

がら、地域全体で高齢者を相互に支援していく「見守りネットワーク」の構築を推進します。

また、災害時における要援護者等の安否確認や避難支援のための防災体制を強化します。

(1) 「地域ケア連絡会議」等の充実強化

第3期計画以降、行政区の7か所を「日常生活圏域」に、49か所の地域包括支援センターが設置される中学校区程度を「地域ケア圏域」とした上で、「日常生活圏域」には、区役所を中心とした「地域ケア連絡会議」を、「地域ケア圏域」には地域包括支援センターを中心とした「地域包括ケア連絡会議」を設置し、課題や事例等の協議を通じて、協力体制を構築するとともに、地域における「見守りネットワーク」づくりをめざしてきました。

第5期計画では、「地域ケア連絡会議」や「地域包括ケア連絡会議」を充実強化し、引き続き、「地域ケア体制」の推進を図ります。

また、第4期計画において設置した「地域ケア推進会議」については、その取組内容を「介護保険運営協議会・地域包括支援センター部会」に統合し、名称を改め、本市における「地域ケア体制」の推進組織を充実強化します。

①地域包括ケア連絡会議の充実強化（地域包括支援センターを中心とした取組）

地域包括支援センターを中心に、町内会・自治会や民生委員・児童委員等の地域住民や関係団体等で構成する「地域包括ケア連絡会議」について、高齢者やその家族が各種サービスを適切に利用し、地域の中で安心して暮らせるよう支援するために、地域での生活に困難が生じている高齢者等への公的支援の検討や地域ネットワークの構築等が図れるよう、検討する内容や構成員の拡充等の充実強化に努めます。

②地域ケア連絡会議の充実強化（区役所を中心とした取組）

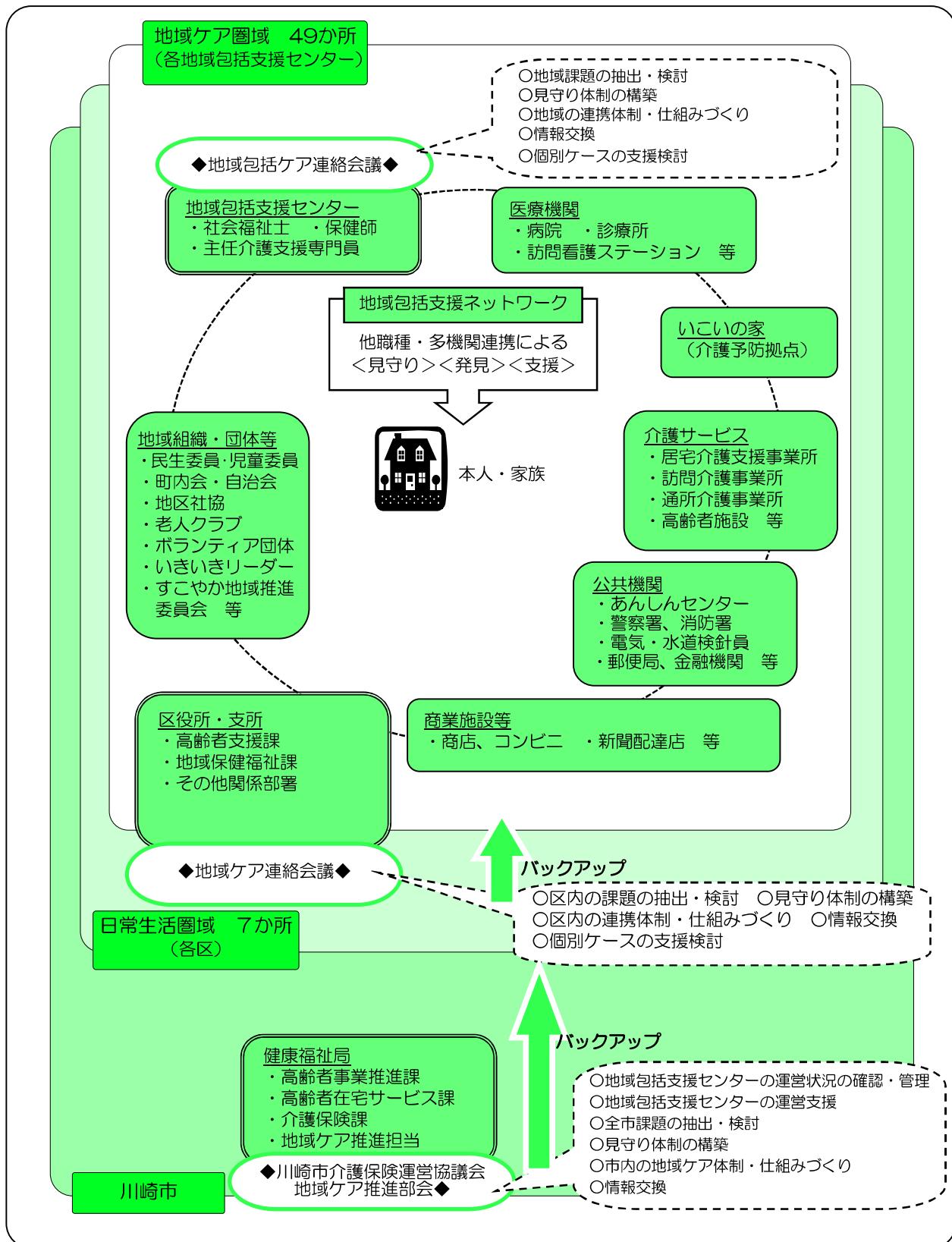
区役所を中心に、地域包括支援センターや区内の関係機関の代表等で構成する「地域ケア連絡会議」について、区における地域課題の抽出・検討や見守り体制構築のための調整等を図るとともに、「地域包括ケア連絡会議」へのバックアップ体制の強化や区内のネットワーク構築を図る等、充実強化に努めます。

③「地域ケア体制」推進機能の充実強化（市を中心とした取組）

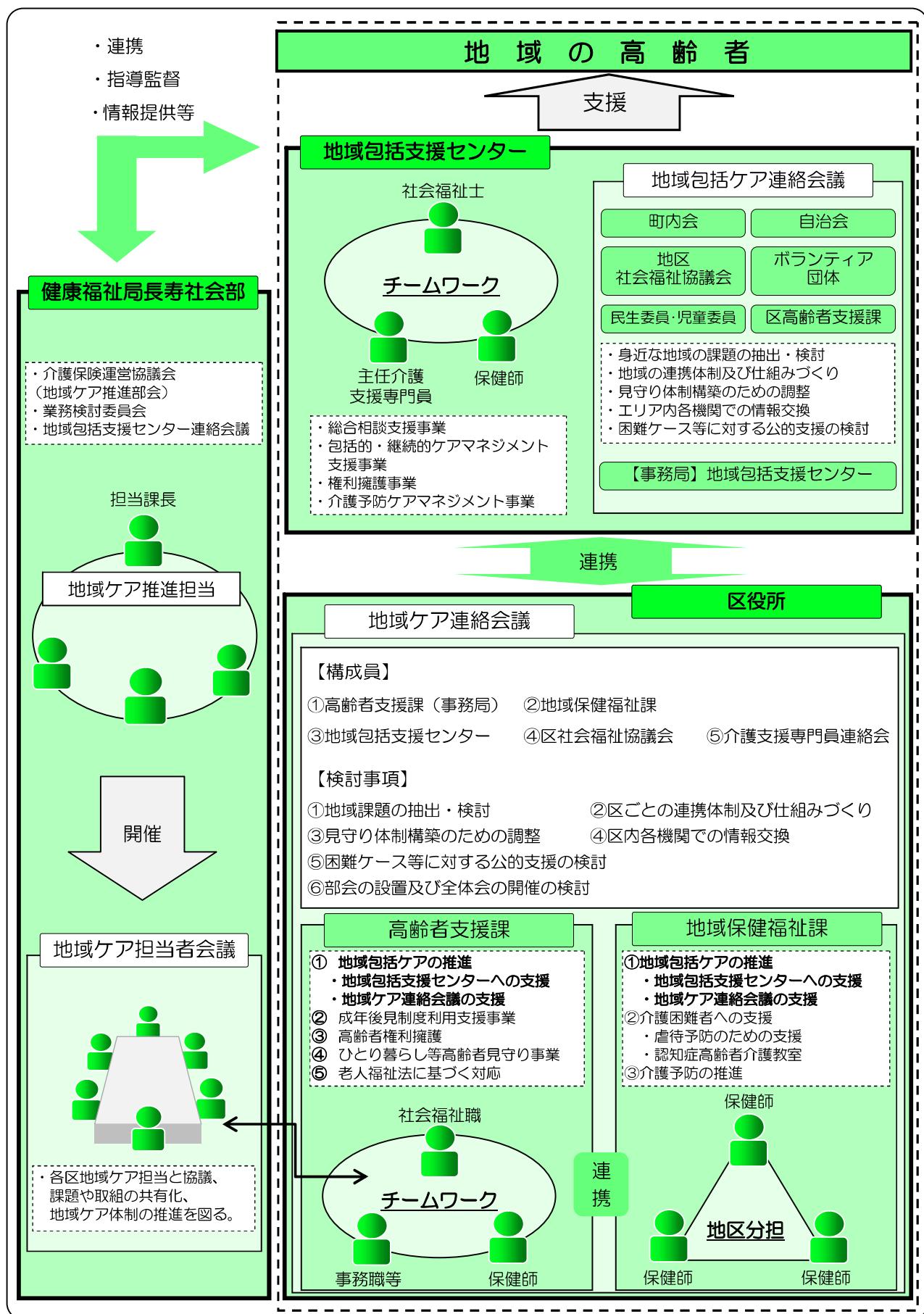
各区の「地域ケア連絡会議」を支援する「地域ケア推進会議」について、「地域ケア体制」の中心的な役割を担っている地域包括支援センターの設置及び運営等を審議することを目的として、学識者や関係団体・組織、市民の代表により構成している「介護保険運営協議会・地域包括支援センター部会」と統合するとともに、名称を「介護保険運営協議会・地域ケア推進部会」と改め、「地域ケア体制」の推進機能を一本化することで、支援体制の一層の充実強化を図ります。

また、市健康福祉局内に、「地域ケア推進担当」を設置するとともに、区役所の高齢者支援部署に専門職を配置し、地域包括支援センターや関係機関への支援体制を強化し、本市における「地域ケア体制」を推進します。

～第5期計画における川崎市の地域ケア体制～



～川崎市における地域ケア推進組織～



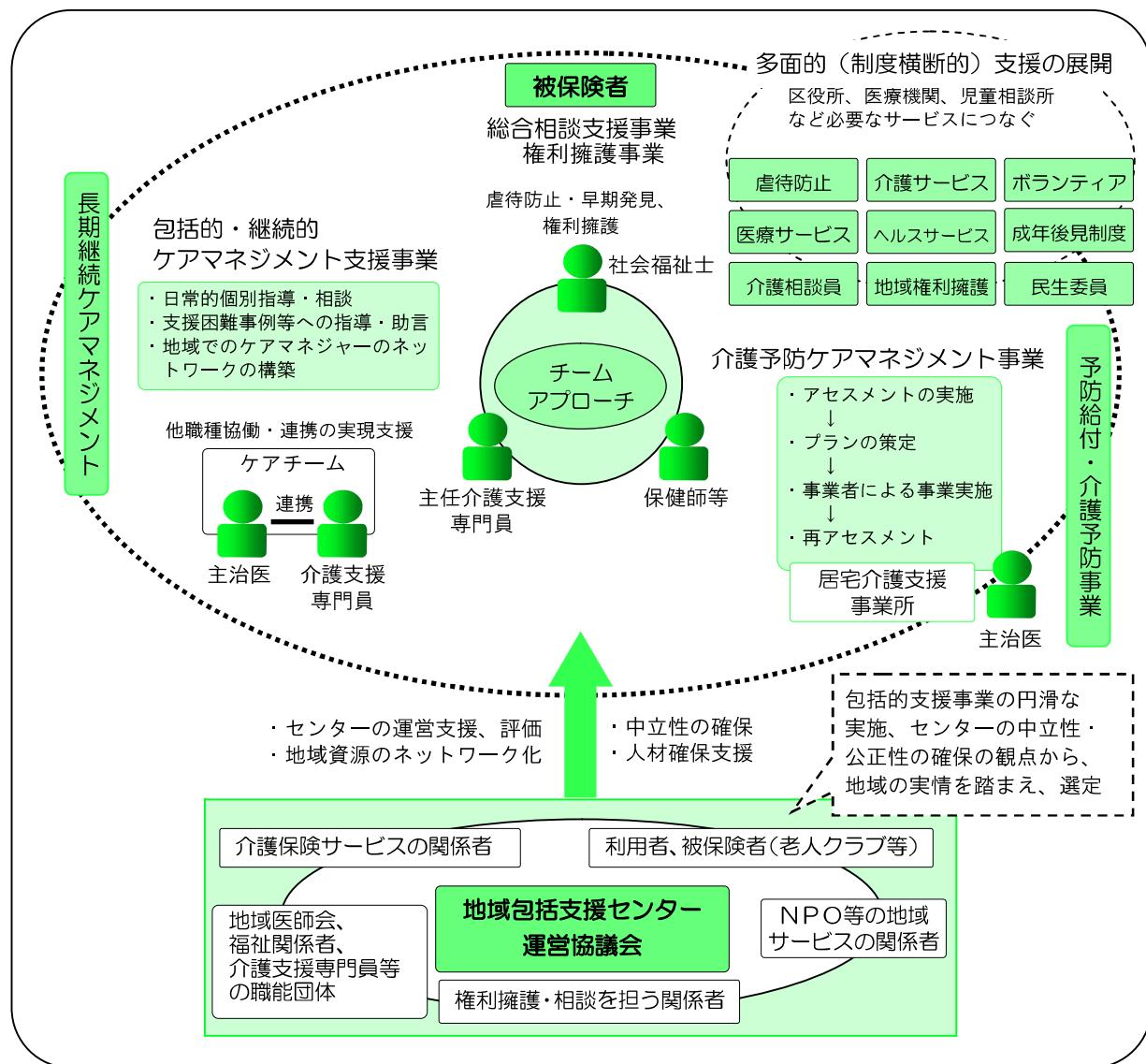
(2) 地域包括支援センターの機能の充実強化

地域における高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(市内49カ所)について、広く市民に周知するとともに、高齢者人口の増加に対応するため、地域包括支援センターが担当する「地域ケア圏域」において、高齢者人口が5,500人を超えた場合に、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の専門職のうち1名を増員するなど機能の充実強化を図ります。

また、地域の高齢者の情報が、地域包括支援センターに円滑に届くような仕組みを検討するとともに、民生委員・児童委員等関係機関との情報の共有が図れるよう、連携体制のあり方を検討します。

さらに、地域包括支援センターの適正な運営を図るため、川崎市介護保険運営協議会・地域ケア推進部会とともに、より細かな運営方法の検討を行うため、各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括センターの中立かつ効率的な運営を行います。

～地域包括支援センターの機能（国のイメージ）～



なお、第5期計画期間中の本市における地域包括支援センターの運営方針を、次のとおり定め、介護サービス事業所や医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア団体等関係機関との連携を図り、地域ネットワークの構築を推進します。

～川崎市地域包括支援センター運営方針～

- 1 地域包括支援センターの社会的役割を意識する
- 2 個別支援（点）とともに地域ネットワークづくり（面）に取り組む
- 3 「現在」だけでなく「将来」を見据えて取り組む
- 4 専門職として、自ら考え、チームで判断し、実践する

平成 24 年度



平成 25 年度



平成 26 年度

- ・地域包括ケア連絡会議の充実強化に向けた検討→実施
- ・「地域包括支援センター事業計画・報告・評価書」に基づくPDCAサイクルの実践
- ・実態把握名簿に基づくモニタリングの実施
- ・介護支援専門員への支援
- ・地域ケア連絡会議との連携

- ・地域包括ケア連絡会議の実施
- ・「地域包括支援センター事業計画・報告・評価書」に基づくPDCAサイクルの実践
- ・実態把握名簿に基づくモニタリングの実施
- ・介護支援専門員への支援
- ・地域ケア連絡会議との連携

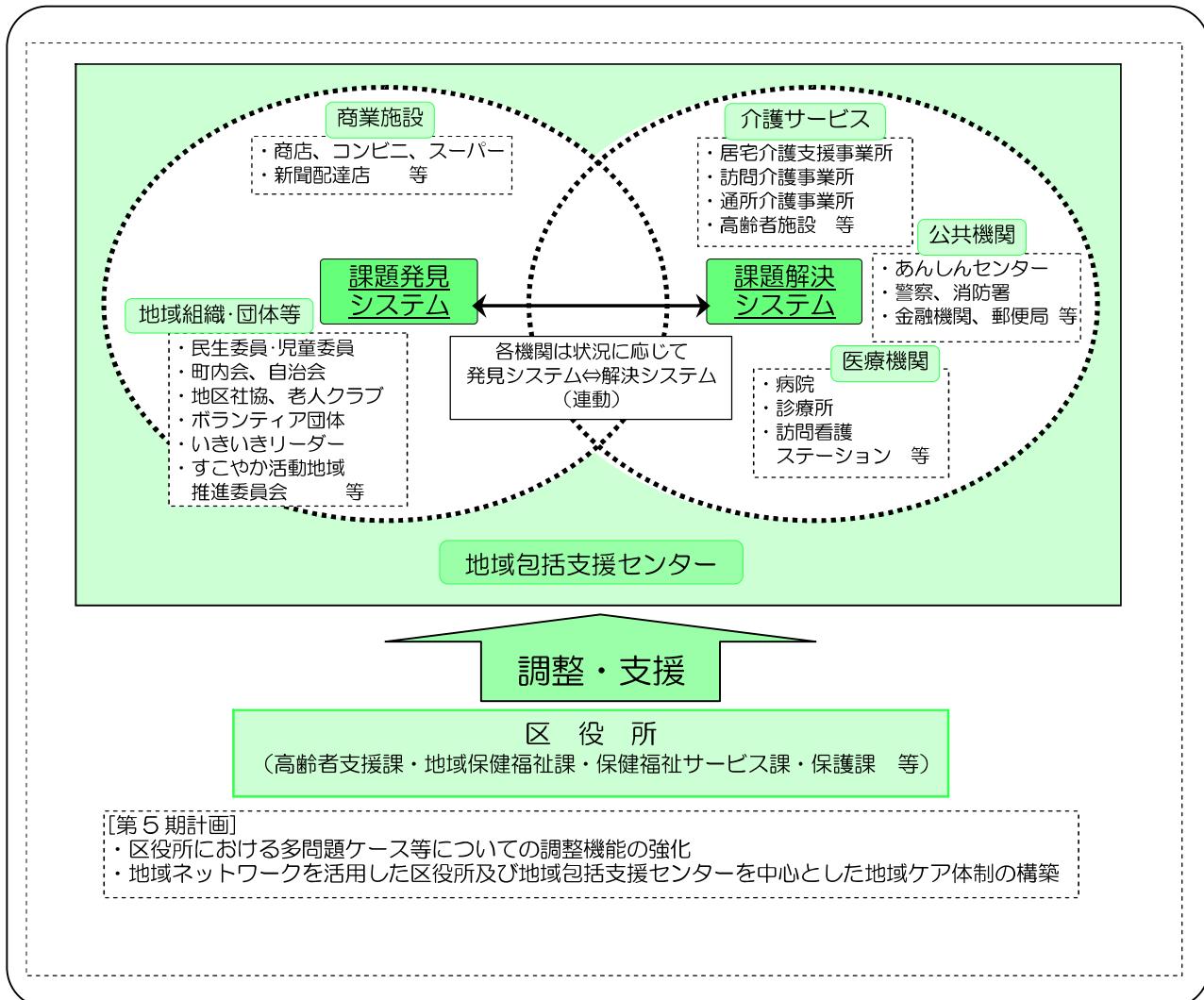
- ・地域包括ケア連絡会議の実施
- ・「地域包括支援センター事業計画・報告・評価書」に基づくPDCAサイクルの実践
- ・実態把握名簿に基づくモニタリングの実施
- ・介護支援専門員への支援
- ・地域ケア連絡会議との連携

(3) 「見守りネットワーク」の充実

国勢調査の結果からも、高齢化や核家族化の進展に対応するため、大幅に増え続ける単身高齢者をはじめとする高齢者の地域における見守りの充実が大きな課題となっています。こうしたことから、地域の「見守りネットワーク」の基本となる活動として、小地域のネットワークの中で、市民が互いを気にかけ、様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となるような支え合いの仕組みづくりが必要となっています。

そのため、地域の公的な相談機関である地域包括支援センターや区役所が核となり、様々な地域資源と連携しながら、市民主体の「見守りネットワーク」づくりを推進します。

～地域における「見守りネットワーク」～

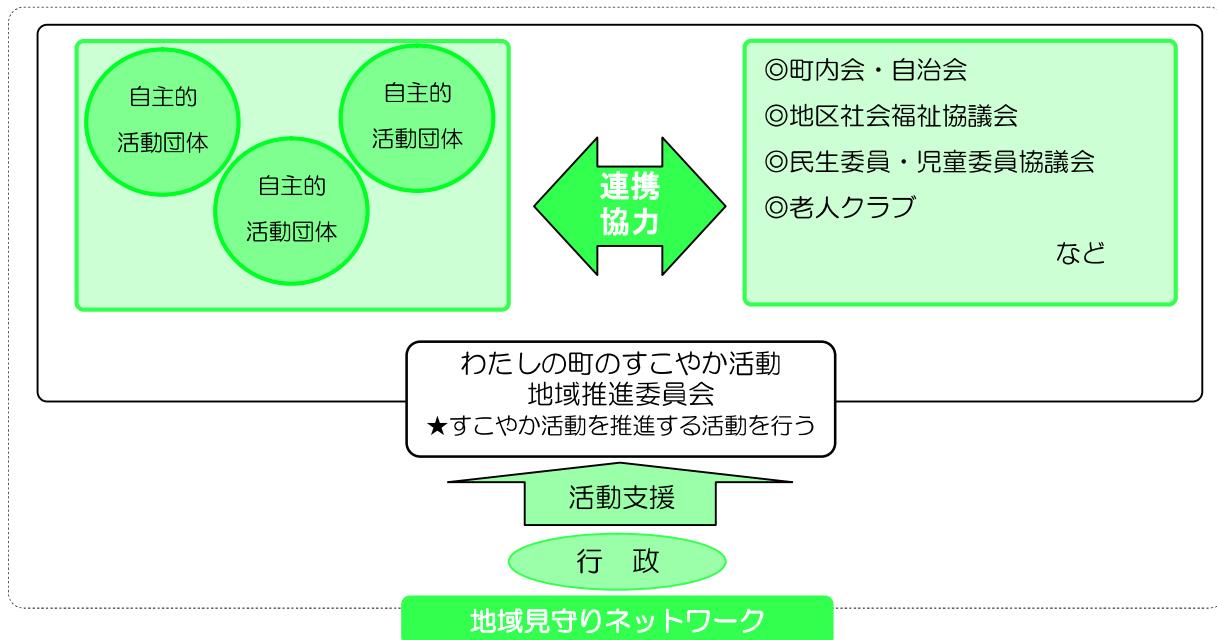


①わたしの町のすこやか活動支援事業

健康づくりや介護予防、閉じこもり予防に向け、市民団体等が町内会・自治会、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等と連携して行う地域ぐるみの自主的な活動を支援する「わたしの町のすこやか活動支援事業」を効果的に推進することで、地域における市民相互の支え合いや「見守りネットワーク」体制づくりの充実を図ります。

【事業目標】						(単位:人)
	22年度	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度	
実施地域数	44団体	43団体	事業推進			→
参加延人数	102,332人	102,000人				

～わたしの町のすこやか活動支援事業～



②ひとり暮らし等高齢者見守りの推進

地域の実情に通じている民生委員・児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し、地域において、ひとり暮らしの高齢者等の話し合いの機会を増やし、安否確認に役立て、安心して生活が営めるよう、「見守りネットワーク」づくりに活用していきます。

さらに、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」など、見守りが必要となる高齢者を、コンビニエンスストアや新聞配達店等の地域の民間事業者、ボランティア団体等との協力により、異変に気が付いた場合に通報を受けることで、区役所や地域包括支援センターが、連携を図りながら対応する仕組みを構築していきます。

（4）災害時における避難支援等防災体制の推進強化

災害時に自力で避難することが困難な高齢者などの災害時要援護者からの申込みに基づき作成した登録者名簿を、地域の支援組織に提供し、地域の共助により避難を支援する「災害時要援護者避難支援制度」を、引き続き実施するとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所等が、日常的な業務の中で、必要に応じて登録の勧奨を行います。

また、学校等の一次避難所での避難生活において何らかの特別な配慮をする高齢者を、特別養護老人ホーム等の高齢者施設を利用した二次避難所へ避難するための体制を整備します。

さらに、市健康福祉局や区役所と、二次避難所（特別養護老人ホームほか）や地域包括支援センターに、電話回線の混雑の影響を受けずに災害に強い無線機を設置し、連携体制を強化するとともに、市健康福祉局や区役所と、二次避難所や地域包括支援センターなどの関係機関との連携が図れるよう、災害時の対応マニュアルを作成し、防災体制を強化します。

3 利用者本位の福祉サービスの提供

これまでの取組

これまで本市では、介護保険制度を中心とした利用者本位の福祉サービスの提供に向け、介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの着実な提供を図ってきました。

介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについては、在宅での生活を可能な限り継続できるよう、「住宅改造費助成事業」の利用者負担率等の一部を見直すことにより、多くの高齢者に使いやすい制度へと充実を図りました。また、ひとり暮らし等高齢者の緊急時の連絡体制の確保手段として実施している「緊急通報システム事業」の対象年齢を拡大しました。

介護サービス基盤の環境整備については、介護職への再就職支援研修や、介護職に係る潜在的有資格者再研修のほか、介護人材雇用創出事業、地域雇用創造推進事業等を実施することで、介護人材の確保と定着に向けた取組を進めてきました。

相談・苦情対応への体制整備については、介護保険制度全般に関する苦情への対応方法などの手順を定めた、介護保険苦情対応マニュアルを策定しました。

○今後の課題

- ・介護保険法の改正に伴う新たな介護サービスの推進に向けた検討が必要である。
- ・介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについて、高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえた見直し・充実などが必要となってきた。
- ・介護保険サービス提供事業者の介護人材の確保が依然厳しい状況となっており、引き続き、人材の確保と定着の支援に向けた取組が必要である。

第5期計画での取組

第5期計画では、介護保険法の改正により創設された24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」等の新たなサービスを含め、引き続き、介護保険制度を中心とした利用者本位の福祉サービスの提供に向け、介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの着実な提供を図ります。

介護保険制度以外の在宅生活を支援するサービスについては、高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化に応じた見直し・充実を図ります。特に、ひとり暮らし等の高齢者の増加に伴う安否確認の重要性から、「福祉電話相談事業」における携帯電話への対象拡大等、見守り機能の充実を図ります。

さらに、介護の仕事に関する情報提供・無料職業紹介などの就職支援や、資格取得のための研修を実施するとともに、介護サービス従事者の資質向上とキャリアアップのための研修や、メンタルヘルス相談事業を実施することにより、介護人材確保と定着の支援に努めます。

第5章



各区の取組

第5章

第5章 各区の取組

1 地域福祉計画との連携

地域福祉計画は、社会福祉法に位置づけられた市町村で定める地域福祉を推進する上での共通の理念や具体的な施策を定めるものです。

そのため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたっては、この地域福祉計画と調和が保たれた計画とすることが求められています（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第5項）。

地域福祉計画において定めるべき具体的な事項としては、①地域における福祉サービスの目標の提示、目標達成のための戦略、利用者の権利擁護に関するなどを定め、②複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現についての方策や、保健・医療・福祉と生活に関連する他分野との連携方策等について定め、③地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援、住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進等を定めることが必要となっています。

これらを踏まえ、本市では、平成23年3月に「第3期川崎市地域福祉計画」を策定しています。

第3期川崎市地域福祉計画

【基本理念】

- 「活力とうるおいのある地域づくり」をめざして
- (1)いつまでも、誰もがいきいきと自立した生活を送ることができる
 - (2)共に生き、共に手をつなぐことによって、心が通うことができる
 - (3)誰もが地域社会の一員として、社会的活動に参加することができる

【基本目標】

- (1)サービス利用者の意向を尊重した施策の充実
- (2)保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化
- (3)地域福祉活動への住民参加の促進に向けた基盤整備

この川崎市地域福祉計画については、地域の多様な福祉課題に対応するため、さらに各区の計画を策定しています。

2 高齢者施策における各区の取組

高齢者施策については、高齢者分野の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」だけでは充分に課題に対応できず、地域という視点から捉えなおす必要があり、地域福祉計画等においてそのような点を補いながら、総合的な保健・医療・福祉等の連携による施策を展開していくことが必要となっています。

また、国が示している「地域包括ケアシステム」の実現や、当計画の基本方針である「川崎らしい都市型の地域居住の実現」、具体的な方向性である「地域ケア体制の推進」に向けた取組を推進していくためには、本市が高齢者の日常生活圏域として設定している、各区による取組がより重要となってきます。

こうした経緯を踏まえ、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定していく中では、行政だけでなく、地域包括支援センターなど地域の関係機関等が、共通した目標を持って、各区の高齢者支援の取組に関わっていくために、基本理念を定めました。

さらに、高齢者の孤立化へ対応するためのネットワークの構築や、高齢者の権利擁護に向けた取組、認知症の普及啓発、介護予防などの取組における、現状の課題の洗い出しを行いました。そのうえで、これらに対応していくための第5期計画期間における具体的な取組内容や方向性を、各区の地域福祉計画に留意しながら定めました。



川 崎 区



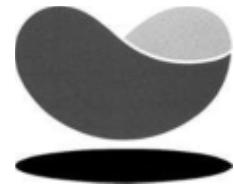
幸 区



中 原 区



高 津 区



宮 前 区



多 摆 区



麻 生 区

(1) 川崎区

1 概況

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| 1. 人口 220,411 人 | 2. 高齢者人口 43,815 人（高齢化率 19.88%） |
| 3. 面積 40.25km ² | （平成 23 年 10 月 1 日現在） |

●区民が抱える生活課題（地域福祉計画より抜粋）

- 高齢化率が市内で最も高い。
- 地域住民同士の交流が希薄になっている。
- 地域福祉活動者の高齢化等により、人材が不足している。など

2 川崎区の地域福祉計画における基本目標・基本方針

1 保健・福祉・医療サービス対象者の意向を尊重した施策の充実

- (1) サービス周知とサービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。
- (2) 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。
- (3) 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現

- (1) 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。
- (2) 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。
- (3) 地域福祉への理解を促進します。
- (4) 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。

3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

- (1) 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。
- (2) 総合的な支援体制づくりに取り組みます。
- (3) 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。

3 第4期計画中（平成 21 年度～平成 23 年度）の地域ケアに関する取組

年度	取組の概要
21 年度	1 市民向け成年後見制度の研修会の実施 成年後見制度の寸劇の実施とあんしんセンター職員による制度の内容の説明、質疑応答を実施しました。（92 人参加）
	2 SOSネットワーク・認知症高齢者支援に向けた意見交換会の開催（年 2 回） 地域包括支援センターをはじめ、警察、家族会、介護支援専門員や金融機関も招き、意見交換を行い、SOSネットワークの連携強化を図りました。（38 人参加）
22 年度	1 市民向け認知症に対する普及啓発講演会の開催 認知症寸劇後、川崎市認知症ネットワーク代表の協力により、家族・サポーターの立場から支援を検討しました。（73 人参加）
	2 事業者向け高齢者虐待啓発講演会「高齢者虐待入門編」の開催 訪問看護ステーションの職員を講師に迎え、居宅サービス事業所職員を対象に高齢者虐待についての講演と演習を行いました。（109 人参加）
23 年度	1 市民向け認知症に対する普及啓発講演会の開催 認知症寸劇、事例紹介のほか、認知症シンポジウム「地域の中で安心して暮らすために」を実施し、認知症について市民への理解の促進を図りました。（72 人参加）
	2 市民向け権利擁護普及啓発講演会「知っておこうあなたの街の相談窓口」の開催 市民を対象として、高齢者の権利擁護（高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害等）についての講演と事例紹介を行いました。（97 人参加）

4 川崎区における地域ケアのための基本理念

「高齢者が慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる川崎区」

行政と地域包括支援センターを中心として、高齢者支援に関わる様々な地域の関係団体・機関とネットワークを構築し、連携を図りながら、元気な方、介護が必要な方、皆が安心して暮らせる体制をめざします。

5 現状と課題

- 高齢化が市内で一番進んでおり、認知症に関する普及啓発の取組の推進が必要です。
- 権利擁護（高齢者虐待等）の取扱件数が多く、高齢者虐待に関する普及啓発の取組と、関係職員のスキルアップを行い、権利擁護体制の構築を進める必要があります。
- 介護予防について、口腔ケア・栄養・運動や身体活動など、様々な面からより健康に年齢を重ねていくために普及啓発を行っているが、今後更なる関係機関・関係部署との連携強化が必要です。

6 第5期計画中（平成24年度～平成26年度）の取組・方向性

1 認知症に関する普及啓発の推進とネットワークの強化

認知症徘徊高齢者SOS事業を推進し、地域包括支援センター・警察・介護支援専門員・家族会等と認知症に関する情報交換会を実施するとともに、金融機関など、高齢者が地域で関わる機関にアプローチを行い、地域でのネットワークの構築を進め、支援に結びつけて行きます。

また、地域住民や事業者を対象に認定症の普及啓発活動を行い、認知症に対する理解を深めて、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

2 高齢者虐待防止と権利擁護体制の充実

高齢者虐待防止のための講演会の開催や、「介護で悩んでいませんか」（区制作のチラシ）の配布など幅広い啓発活動を行い、高齢者虐待への理解を深め、相談しやすい環境づくりを推進し、早期発見に努めます。

また、研修の実施により、関係者のスキルアップを図り、ネットワークを強化し、迅速な対応ができる体制をめざします。

3 介護予防について

生活習慣病予防や膝・腰関節障害予防、口腔の健康などについての講座を引き続き実施するとともに、区で考案した介護予防のための「ほほえみ元氣体操」、「公園ウォーキング」の普及啓発を、区民ボランティアとともに取り組み、今後、更なる推進をめざして、関係部署・関係機関との連携・強化に努めます。

また、居宅高齢者の食支援として、区内の医療機関・福祉施設などの栄養士が組織した自主グループの円滑な活動のための支援を行っていきます。

平成26年6月4日

ひとり暮らし等高齢者見守り事業について

(1) 本事業の目的

この事業は、ひとり暮らし等の高齢者の安否の確認と話し合いの機会を増すことにより、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう配慮し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 調査の目的

ひとり暮らし等高齢者の生活実態を把握し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の対象者選定に資することを目的とする。

(3) 平成25年度の調査について（報告）

平成25年度に実施の「ひとり暮らし等高齢者実態調査」につきましては、お忙しい中、御協力いただきありがとうございました。

① 調査の概要

75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、介護保険サービスを利用していない人（外国人高齢者を含む）に対し、聞き取り等により行う。

② 調査結果

(単位：人)

対象者数		回収分				調査不能	未回収	見守り対象者	H26.3.31 現在見守り対象者				
		調査できたもの											
		ひとり暮らし	高齢者のみ世帯	その他	小計								
川崎	546	165	210	116	491	31	24	4	14				
大師	439	114	163	122	399	27	13	1	8				
田島	309	105	106	56	267	28	14	2	10				
幸	938	305	411	174	890	25	23	2	6				
中原	976	279	391	231	901	53	22	2	37				
高津	885	229	360	163	752	54	79	1	16				
宮前	1162	227	601	244	1072	45	45	5	10				
多摩	979	241	417	256	914	42	23	6	60				
麻生	1000	198	471	214	883	73	44	6	60				
合計	7234	1863	3130	1576	6569	378	287	29	221				

※回収率： 96.0%

※見守り割合： 0.4%

(3) 調査票の質問事項に対する回答について

※構成比は小数点第2位を四捨五入

質問番号	質問内容	回答	
①	週に2回以上は外出していますか。	はい 5, 541 (95.5%)	いいえ 261 (4.5%)
		ア.ほぼ毎日 4, 749 (82.3%)	イ.週1・2回 753 (13.1%)
②	家族、親族、ご近所の方、友人、知人、ボランティアなどと話す回数はどのくらいありますか。	ウ.月1・2回 129 (2.2%)	エ.ほとんどない 137 (2.4%)
		はい 5, 238 (91.3%)	いいえ 497 (8.7%)
③	困ったときに相談できる方や、手伝ってくれる方はいらっしゃいますか。	はい 5, 238 (91.3%)	いいえ 497 (8.7%)

(4) 見守り対象者の選定

次の①かつ②の条件を満たしていること。

① 次のa～cすべてを満たしていること。

- a) 世帯構成において、「ひとり暮らし高齢者」か「高齢者のみ世帯」に該当していること。
- b) サービスの有無において、「無」に該当していること。
- c) 日常生活に関する調査項目((3)③の網掛け部分参照)について、次の項目すべてに○が付いていること。
 - ・問① → 「いいえ」
 - ・問② → 「ウ」または「エ」
 - ・問③ → 「いいえ」

②調査票の同意欄において、「はい」に○があり、署名があること。

【例外】 見守り基準を満たしていない場合でも、聞き取り等の中で、①見守りが必要な方と判断し、かつ、②対象者本人も見守りを希望している場合には、見守りの対象とする。(※ただしこの場合でも、ご本人の同意は必要。)

(5) 見守りの実施

見守りの対象者について、地区の民生委員が、概ね月に2、3回程度を目安に対象者宅を訪問し、安否確認等を行う。

(6) 平成26年度の調査について

① 調査対象者

本調査は3年に1度の全数調査を行っており、平成26年度については全数調査の年度となっております。

したがいまして、介護保険・高齢者福祉サービスを受けていない（福祉用具の購入・住宅改修等の一時的なものは除く）、75歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を調査対象者として実施します。

（75歳以上全数調査を3年に1度とし、2年目、3年目は新75歳及び76歳以上の転入調査を実施）

② 調査方法（平成25年度と同様）

各地区の民生委員が担当地区の調査対象者宅を訪問し、調査票に基づき、日常生活状況を調査する。また、高齢者にとって役立つチラシ等の配布を行う。

なお、2回以上訪問しても不在の場合には、調査票、チラシや調査票返信用封筒等一式を書類袋に入れ、各家庭の郵便受けに入れる（その場合は、調査票を同封した返信用封筒に入れて返送していただくようとする）。

③ 日 程

・平成26年9月

各区において、事業についての説明会の実施及び調査票等の配布

・平成26年9月以降調査実施前

調査対象者あてに、調査についての事前通知発送

・平成26年9～12月

「ひとり暮らし等高齢者見守り実態調査」の実施

・平成27年1月～

見守り対象者の選定及び民生委員の皆様へ見守りの協力依頼（見守り事業の実施）

④ 今後の予定

平成26年度 75歳以上

平成27年度 新75歳及び76歳以上転入者

（事務担当）

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者在宅サービス課

電話 200-2677

平成26年度区民会議交流会の開催について

1 交流会開催の目的

各区の委員が集まり、互いに取組状況や運営方法の情報交換を行うとともに、相互の連携を深めることで今後の区民会議の発展につなげることを目的に7区の区民会議交流会を開催します。

2 開催日時

平成27年2月9日（月） 18：00～19：30 （90分） ※受付開始17：30～
 （終了後～20：30 懇親会）

3 開催場所

エポックなかはら 7階大会議室「武蔵」
 JR南武線「武蔵中原」駅から徒歩約1分

4 内容（案）

- ・昨年度と同様に区民会議委員同士の交流を行うことを目的として、グループごとに意見交換を行います。
- ・市長の講演等（質疑応答含む）があります。（予定）
- ・交流会終了後、会場を移して懇親会（会費制・任意参加）を行います。（50分程度）
 （会費は2,000円の予定です。）

5 タイムテーブル（案）

時間	内容	主体	備考
17：30～	受付開始		
18：00～	進行説明等	進行役（区政推進部長）	
18：03～	開会の挨拶	市長	
18：05～	市長の講演等（20分）※1 18：25 （質疑応答含む）	市長	
18:25～ 19:25	7区区民会議委員の意見交換（60分） ・テーマに基づき、グループごとの意見交換	7区区民会議委員	
19:25～	閉会の挨拶等（5分）	市民・こども局長	
19：30～	【休憩】※懇親会参加者は会場移動		
19：40～ 20：30	懇親会※2	事前参加希望者	会費制 （2,000円）

※1 市長の講演等についての内容は変更となる場合があります。 ※2 懇親会は非公開で行います。

6 参加者

- ・各区区民会議委員
- ・市長（予定）、各区長、市民・こども局長、関係職員（事務局）
- ・傍聴者（積極的な集客はしませんが傍聴は可能とします。）※交流会終了まで

第5期区民会議「平成26年度区民会議交流会」参加確認表

日 時：平成27年2月9日（月）18時から19時30分まで
交流会終了後、懇親会（20時30分まで）

場 所：エポックなかはら 7階大会議室（武蔵）
JR南武線「武蔵中原」駅から徒歩1分

氏 名	
-----	--

① 交流会の出欠について

- 出席できます → ② 懇親会出欠についても御回答ください。
- 出席できません

② 懇親会の出欠について ※交流会に出席される方は御回答ください。

- 出席できます
- 出席できません

自己紹介シート記載要領

晩秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、区民会議交流会を平成27年2月9日（月）に開催するため準備を進めており、開催に当たりましては別紙のタイムテーブルのとおり意見交換を中心とした開催を考えております。

交流会の目的を踏まえまして、自己紹介の時間を短縮し意見交換の時間を多く確保するため、各委員の皆様に自己紹介シートの作成をお願いしたいと存じます。

なお、交流会当日のグループ全員分の自己紹介シートについては、当日配布いたします。

1 記載内容について

- (1) 氏名…お名前を記載してください
- (2) 選出区…委員選出区を記載してください
- (3) 自己紹介等…御自身のことについて記載してください
 - (例) NPO・ボランティア活動について
区民会議委員活動をとおしての感想
興味のあることについて
区民会議交流会における意気込み
その他自由記載

2 提出方法について

3 提出期限

平成26年12月25日（木）

問い合わせ先
川崎区役所企画課 称宣
201-3296

じこしょうかい 自己紹介シート

このシートは、意見交換の時間において、自己紹介の時間を短縮し、交流の時間を確保することを目的として事前に作成して配布するものです。

他の区の委員の方へ自己紹介する際に伝えたいことを書いてください。

しめい
氏名：〇〇 〇〇

くめい
区名：川崎区

◆自己紹介等

(以下、記載例です)

- ・〇〇区の委員の区民太郎です。

以前ボランティアをしていた経験があり、その活動をするなかで、他のボランティアとの連携が取れるとより良い活動につながると感じたため、区民会議での活動を通じて色々な団体と連携してより良いまちづくりができたらと考えています。

●略歴

(以下、記載例です)

- ・平成13年に「笑顔の花道づくり」ボランティアに参加。私道の花壇整備から笑顔のあるまちづくりを目指す。



左上のシンボルマークに利用してください。





じこしょうかい 自己紹介シート

このシートは、意見交換の時間において、自己紹介の時間を短縮し、交流の時間を確保することを目的として事前に作成して配布するものです。
他の区の委員の方へ自己紹介する際に伝えたいことを書いてください。

しめい
氏名：〇〇 〇〇

くめい
区名：川崎区

◆自己紹介等

●略歴



左上のシンボルマークに利用してください。

